

[事案 2021-6] がん保険金支払請求

・令和4年1月13日 裁定終了

<事案の概要>

90日不担保条項に該当することを理由に、がん保険金が支払われなかったことを不服として、保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

4月下旬に悪性リンパ腫と診断確定されたため、前年の10月に加入した団体信用生命保険のがん保障特約にもとづき、保険金を請求したところ、90日不担保条項に該当するとして支払われなかった、しかし、以下の理由により、がん保険金を支払ってほしい。

- (1) 診断確定日は、主治医が検査結果を元に、自分に正式な病名を診断・告知した4月28日である。融資実行日が同年1月31日になったのは金融機関の怠慢と工事の遅延と中間検査の遅れによるためであり、本来の融資実行日（1月16日）を基準に計算すれば90日不担保条項をクリアしている。
- (2) 金融機関の担当者は重要事項を説明しておらず、説明なしに90日不担保条項を適用するのは保険業法の趣旨に反し、信義則に反する。保険会社には重要事項の説明義務違反があり、信義則および改正民法第548条の2の背後にある法原則として、十分な説明を受けていない自分に不利な条項は合意がなかったものとみなされるという私法上の効果が発生する。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 診断確定日は、病理組織学的所見（生検）により診断確定された4月24日であり、4月28日と認めることはできず、融資実行日（責任開始日）を同年1月16日とすべき理由はない。
- (2) 金融機関担当者は、保険業法第300条の「保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員（保険募集人である者を除く。）、保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人」ではなく、また、「保険契約の締結、保険募集又は自らが締結した若しくは保険募集を行った団体保険に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為」をされることはない。また、保険業法やガイドラインを遵守できていないとしても、その効果は公法上のペナルティを受けるにとどまり、申立人の請求に影響を与えない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、加入時の状況およびその後の経過等と和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、がん保険金の支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。

